

第31回定期大会

日時：9月8日(日)9時半～  
場所：千葉県教育会館



ホームページ <http://chibarounen.org/> メール [chibarounen@axel.ocn.ne.jp](mailto:chibarounen@axel.ocn.ne.jp)

第333号

2019年

8月21日

発行  
千葉県労働組合連合会  
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8  
自治体福祉センター3F  
電話 043 (225) 5576  
FAX 043 (221) 0138  
発行人 本原康雄 定価20円

第 333 号 URL 版 2019 年 8 月 31 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

# 原水爆禁止2019世界大会

## 長崎から核なき世界へ

千葉労連は、6月28日千葉地方最低賃金審議会長、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会長あてに『千葉県の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げるとともに、地域間格差の解消を求める要請書』第一次分1,704筆を、千葉地方最低賃金審議会事務局の責任者、千葉労働局労働基準部飯塚賃金室長に提出しました。また要請団とともに、千葉県最低賃金改定にかかる意見交換も行いました。



### 原水爆禁止世界大会の原点

1954年3月にビキニ島近くで水爆実験が行われ、第五福竜丸の乗組員が犠牲になりました。原水爆禁止の署名運動が全国に広がり、その運動を引き継ぐ形で、翌年8月に広島で1回目の原水爆禁止世界大会が開かれ、以後毎年大会が開かれています。

### 生きているうちに核兵器廃絶を

8月7日、長崎市民会館体育館で原水爆禁止2019世界大会長崎の開会総会が行われました。主催者報告として、世界大会議長団

国内外から原水爆禁止2019年世界大会・長崎に参加し交流

の安齋育郎さんは「ヒバクシャ国際署名」を

世界中に広げ、来年の原水爆禁止世界大会ニューヨークに総結集し、核不拡散条約(NPT)再検討会議と国連総会が『生きているうちに核兵器廃絶を』という被爆者達の願いに応えるよう、働きかけましょう、と訴えました。海外代表からの訴えでは、アメリカ人のジョゼフ・ガーソンさんが「来年のニューヨークでの世界大会で核兵器と環境災害の危険から人類をどの様に守り運動を強化するか、またとない機会です」と強く訴えました。

8月9日の閉会総会では、地元の高校生から「毎週日曜に長



ヒバクシャ国際署名への取り組みを5000人の参加者が掲げる

崎駅前では署名をし、20 万筆の署名を集めました。『微力だけど無力じゃない』を掲げ発信する」との発言がありました。

### 被爆 75 年目の節目

来年は被爆 75 年の節目です。「ヒバクシャ国際署名を軸に核兵器のない世界に向けた運動を広げていこう」と会場は大きな拍手に包まれました。

## 日本の未来を脅かす佐世保基地の実態 分科会報告

8 月 8 日の動く分科会（佐世保基地への調査行動）では、約 240 人が参加しました。

戦前の佐世保は、アジアを侵略する出撃基地でした。戦後はそこに、アメリカ海軍第 7 艦隊佐世保基地を創設しました。朝鮮戦争では補給基地となり、その後、アメリカの他国への侵略戦略のもと、アジアでの出撃・補給基地として、機能強化が進められました。

### 直ちに戦争が可能な佐世保基地の役割

佐世保基地の第 1 の特徴は、強襲揚陸艦部隊を母港化し、水陸両用作戦の出撃拠点である事。海兵隊を揚陸艦で敵地へ運び、小型の上陸艦や航空機に移乗させ上陸や制圧する軍事作戦を展開出来ます。

第 2 の特徴は、大量の燃料や弾薬を貯蔵する、西太平洋の燃料と弾薬の補給、中継基地点である事です。イラクへ侵略戦争を行った際には、弾薬と燃料の補給の役割を担いました。

強襲揚陸艦部隊は、アフガニスタンからイラクに沖縄海兵隊を輸送し、ファルージャでの戦闘で 1300 人以上のイラク市民を殺害しました。

戦争の道を閉ざす為、基地の撤去が求められます。佐世保を知る事は、平和の為にとても重要な事です。

### 原水爆禁止世界大会に参加して

#### 若者も多く参加し平和の尊さを学ぶ 千葉土建主婦の会本部 小池紀美子さん

柏駅で 6・9「ヒバクシャ国際署名」行動で海外の方にも協力して頂いた事に感動し参加しました。分科会は原爆遺跡巡りに行き、核の脅威を学び、被爆者や遺族の苦しみを知りました。国内外から強い熱意と決意を持った半数以上が若く後世に伝わると実感しました。日本政府が先頭にたてば条約は発行出来ます。来年も参加したいです。

#### 多額に投入される税金と思いやり予算 千葉土建佐倉支部 山田祐樹さん

初めての世界大会の参加で、佐世保基地の見学に行きました。佐世保地域でのアメリカとの地位協定による主導権争いの話を聞きました。自衛隊の施設や、今後の基地拡大、拡充の話があり、税金が投入され、在日アメリカ軍には思いやり予算が使われている事、現在、日本と近隣諸国との状況や世界情勢が緊張している事を兵器の見学により学びました。

毎年広島と長崎に集い、決起する事で被爆者も救われ、継続により多くの人に伝える力が平和活動の原動力である、と感じました。

#### 未来は自らの手で 千葉労連 佐々木ちひろ

初めて世界大会に参加し、外国からの参加者の多さに驚き、原水爆を禁止する流れが世界でおきている事を実感しました。

日本はアメリカの戦争責任を追求する義務があり、あいまいな態度で忖度し続ける日本政府に違和感を感じます。それに対し、韓国の人には自分の経験を無駄にせず、しっかりと謝罪と責任の要求を、追求しています。平和な未来は、どう行動するか、で決まります。署名活動は核兵器反対を示す身近な手段で

す。世界大会に参加し、署名活動の尊さを、より実感しました。

# 波 涛

いよいよ 10 月から消費税が 10% に上がる見込みだが、実質賃金が上がらない状態での消費増税は、個人消費の落ち込みを招き、日本経済の打撃になってしまう▼国の借金を減らす為に税率を上げたはずなのに、国債の発行残高は逆に急ピッチで増えている。ますます将来世代に重い負担を負わせることになった。さらに増税すると国債発行残高が増加するのではないかと専門家も懸念している▼大企業が優遇される税制の実態は、消費増税分が法人減税の穴埋めに使われている。大企業が中小企業なみに正しく納税すれば、消費増税は必要ない。▼不景気に苦しんでいる多くの人の低所得者の消費性向をあてにする論議は間違っている。



【2面】

## 第 70 回評議委員会を開催

### 1 日 8 時間働けば暮らしていける社会に



要求実現の元、みんなで団結して頑張ろう

19 年 7 月 27 日の 13 時半から千葉土建の会議室にて「第 70 回評議委員会」が開催されました。

議事進行前に明治乳業争議の早期解決を求め、「明治の製品の不買運動を大きく広げましょう」と、呼びかけ人に名を連ねている千葉県社保協の藤田事務局長からの訴えがありました。

#### 全体で議案を承認

本原議長のあいさつのあと、矢澤事務局長が「2018 年度の総括」と「2019 年度の方針骨子（案）」を提案しました。

はじめに 19 春闘で重要視したこととして、①すべての組織で要求を提出し、統一闘争で力の集中、大幅賃上げの実現を②要求実現のたたかいと一体となり組織の拡大と強化を③市民と野党の共闘を広げ、安倍 9 条改憲阻止する、という 3 点を確認しました。そして、これらの要求に基づき、職場や地域で団結し奮闘してきた経験や今後の課題など、一年間の活動の総括が報告されました

その上で、今後の方針骨子として、何点かにわたって提案されました。

「1 日 8 時間働けば暮らしていける社会」の実現に向け、各組織と地域が結集し、過去最大の人数で春闘行動を行う事ができた。国民的課題や民主主義を守る取り組みである、消費税 10% 増税阻止や年金問題にも取り組む。また、全ての争議解決に向け支援を強化する。この様な運動の前進の為には組織拡大と強化が重要であり、繋がりを大切にし、組合を結成させ、要求実現に向けて全力で行動する。労働相談センターも労働者の権利を守る為、役割を発揮する。さらに、労働組合とは何かを学べる場所として「ちば労働学校」の開催を通じて組合を身近に感じてもらい、働きやすい労働環境を自らが作るという事を体験してもらおう。

提案を受けて 9 名が発言し、役員選挙の定数など、大会の開催に関わる議案が全体で承認されました。

## いっしょに学ぼう労働学校



今年 4 回目となる「ちば労働学校」が 9 月 15 日を皮切りに全 4 回の日程で開催されます。「あなたらしい働き方、生き方を見つけよう」を主題に多くの世代が学びます。この主題で労働学校が自治体福祉センターで行われます。是非、ご応募下さい。お待ちしております。

実行委員

化学一般労組

山崎雅徳さん

### 労働者としての権利

職場で義務を押し付けられてはいませんか。職場内に権利を教えてくれる人はいますか。法律や制度はありますが、生活を縛り付けるものではありません。労働基準法、安全衛生法、労働者としての権利を勉強してみませんか？嫌なら辞めればいいのかなんて思っていますか？権利の主張の仕方を教えてくれるのがちば労働学校です。職種も土建、医療、教職など様々な方が参加します。受講生募集の締切は 9 月 8 日までです。FAX 番号は 0 4 3—2 2 1—0 1 3 8 です。

## 労働相談一ヶ月

### ～客からのパワハラ 対策は～

Q 24 時間営業の店でアルバイト勤務をしています。先日、深夜に酔った客が来店し、絡んだり、歌を歌ったり、暴言を投げつけられたりしました。じっと我慢をしましたが、とても怖い思いをしました。こんなパワハラが許されるんですか。

A この相談は、店のお客や施設の利用者、取引先からなど、雇用関係のない人からパワハラを受けた場合の対応の仕方の問題です。現時点では、パワハラ防止としての明確な法的措置を義務付けていません。

パワハラ全体の問題は、女性活躍推進法の中で企業に対応を義務づけましたが、この問題は、法案成立に伴う付帯決議の中で、「雇用管理上の配慮が求められる」と明記されました。深めた検討は、有識者による「職場のパワハラ防止対策検討会」のなかで「顧客や取引先からの著しい迷惑行為」として行われました。

そもそも使用者には、労働契約に伴い安全配慮義務があり、労働者の職種、労務内容、労務提供場所等を安全配慮の内容として行うことを義務付けています。したがって、使用者の安全配慮義務として対応することが求められるとしています。

しかし、検討会の討議は、正社員を想定した安全配慮となっており、アルバイトのような非正規労働者を想定した検討になっていません。また検討会では、「事前に行為者が予見できない場合は予防が難しいと考えられる」としていますが、通常このような「行為」は予見することは可能です。

企業の危機管理対応の問題として、あらかじめ行為を予見し、対策をマニュアル化して労働者に周知することが求められます。【中林】